## オンライン利用率引上げの基本計画(令和2年12月4日)

様式1

省庁名	総務省
対象事業名	中小法人における法人住民税・法人事業税
	の電子申告(eLTAX)

1. 対象手続一覧(一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載)

手続 ID	所管部署名	手続名	手続の種類	総手続件数	オンライ	オンラ	取組期間
(行政手続の			(主体⇒受け手)	(令和元年度)	ン利用率	イン利	(達成期
棚卸結果)					(令和元年	用率目	限)※
					度)	標※	
	自治税務局	中小法人における法人住	民間⇒地方	3,909,482	73.9%	85%	3年(令和
		民税・法人事業税の申告		(内 2,890,228)			5年度末)
				※内書はオンライン件数			

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

- 2. 対象事業の概要(事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成) 納税者は、申告期限までに確定申告書等を作成して提出した後、その申告等により確定した税額等に基づき、各種納付手続の方法により、 納期限までに納付を行う。
- 3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載) ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載 実施済み

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

## <4-1>

手続名	中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告(eLTAX)						
各手続の概	【概要】						
要	納税者(法人)は、各事業年度に確定申告書等を作成し、申告期限までに提出する必要がある。						
	【年間手続件数(令和元年度)、オンライン利用率(令和元年度を含む過去3年間)】 年間手続件数(令和元年度):3,909,482件(うち、オンライン件数:2,890,228件)						
	令和元年度 平成 30 年度 平成 29 年度						
	73.9% 70.4% 66.6%						
オンライン	【目標】(目標にするオンライン利用率の定義も明記)						
利用率目標·	オンライン利用率 85% (中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告(eLTAX))						
取組期間と	※ オンライン利用率=オンライン申告件数/全申告件数						
設定の考え	【取組期間(達成期限)】						
方	令和5年度末まで						
(主要な手	【目標・期間設定の考え方】						
続について	eLTAX における電子申告利用率は、様々な周知広報施策や利便性向上施策といった取組を実施してきた結果、高水準とな						
目標設定)※	っている。						
調査中の場	平成 30 年度税制改正において、大法人の電子申告義務化(令和2年4月以後開始事業年度から適用)が実施されたことか						
合でも想定	ら、大法人の法人住民税・法人事業税の申告については、電子申告の利用率 100%が達成される。						
目標値を記	現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、						

載	電子申告の利用率 100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させ		
	ることを目指し、当面の目標値として設定したもの。		
オンライン	課題	大法人の電子申告義務化に伴い実施された利便性向上施策の周知を図るとともに、中小法人のオンライン利用	
利用率を引		率向上のため、eLTAX の更なる利用促進が必要である。	
き上げる上	中間 KPI	【目標・達成期限】毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させること	
での課題と		【KPI の定義】オンライン利用率=オンライン申告件数/全申告件数	
課題解決の	アクション	【取組内容】	
ためのアク	プランa	既に実施済の利便性向上施策の周知を含め、地方団体等とともに利用勧奨やリーフレット等による広報・周知	
ションプラ		等を行う。	
ン① ※オンライ			
ン化未実施			
の場合は、オ			
ンライン化		【取組期限(期間)】令和4年度末まで	
に向けた課			
題とアクシ			
ョンプラン			
を記載			

<4-2>・・・ <4-1>とは異なる計画(取組期間、課題および取組)の手続がある場合は以下に別枠を追加作成して記載すること

5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表) 総務省 HP にて公表(原則四半期ごとに更新・公表とするが、オンライン利用率の推移については、年に1回の更新とする。)

- 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期(少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する) 利用者向けのアンケートや意見交換を行い、実施結果を踏まえ公表する。(少なくとも年に1回実施予定)
- 7. 基本計画の見直し
  - ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
  - ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

## eLTAX**の概要**

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、 電子納税が可能。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の 情報連携に活用。

